

墨田区災害ボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人墨田区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、災害発生時に墨田区災害ボランティアセンターを設置した際、救援活動を希望するボランティア（以下、「災害ボランティア」という。）が事前登録をすることにより、被災者等を対象とした支援活動を、迅速かつ効果的に行えるようにすることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 墨田区で活動できる高校生以上で、災害ボランティアに関心のある個人又は団体とする。

(登録手続き)

第3条 災害ボランティアに登録する者は、指定の墨田区災害ボランティア登録申込書（第1号様式・第2号様式・第3号様式）を社協会長に提出するものとする。

2 前項の場合において、未成年者については、親権者等の同意を得た者に限り登録の対象とし、同意書（第4号様式）を社協会長に提出するものとする。

(登録証の交付)

第4条 社協会長は、前条の規定により登録した者（以下「登録者」という。）に墨田区災害ボランティア登録証（第5号様式・第6号様式）を交付するものとする。

2 登録者は、活動を行う際、登録証を常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第5条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するため、本人の同意がある場合に限り、災害時の連絡及び救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

2 登録者に関する個人情報は、社会福祉法人墨田区社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に管理するものとする。

(研修等の機会提供)

第6条 登録者には、被災地のボランティア受け入れ情報や災害ボランティアに関する研修や訓練について案内し、平常時から相互の連携を図ることとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録内容に変更が生じた場合は、墨田区災害ボランティア登録内容変更届（第7号様式・第8号様式）にて速やかに申し出るものとする。

(登録の抹消)

第8条 社協会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

(1) 登録者から墨田区災害ボランティア登録辞退届(第9号様式)の提出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、社協会長が登録者として不適格と認めたとき。

2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を社協会長に変換しなければならない。

(登録の期間)

第9条 登録者の登録期間は、登録した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、登録者から特に申し入れがない限り、登録期間を登録の満了日の翌日から更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(保険加入)

第10条 登録者が災害現場で救援活動をする場合は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は、登録者自身が負担するものとする。

(補償)

第11条 登録者が救援活動中に被った事故などによる補償は、前条のボランティア保険の適用の範囲で行うものとする。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。